

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市市税条例の規定による申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長【財政局税務部税制課】 2
- 指定管理者の指定の一部の変更【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】 3
- 指定管理者の指定の一部の変更【環境局環境監視部環境監視課】 4
- 指定管理者の指定の一部の変更【環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課】 5

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】 6
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 9

北九州市告示第 14 - 2 号

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）第 8 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する

。

令和 6 年 1 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

指 定 地 域

石川県、富山県

北九州市告示第 2 1 号

芸術文化施設に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州芸術劇場及び北九州市立響ホール	前	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
	後	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立大手町練習場	前	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
	後	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立旧百三十銀行ギャラリー	前	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
	後	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館	前	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
	後	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 22 号

北九州市響灘ビオトープに係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 16 日

北九州市長 武 内 和 久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市響灘ビオトープ	前	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
	後	平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 23 号

北九州市エコタウンセンターに係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 16 日

北九州市長 武 内 和 久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市エコタウンセンター	前	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
	後	平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第34号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月16日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和6年度領収済通知書保管集配業務
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書等で定めるとおり
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市会計室

イ 日時 この公告の日から令和6年1月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び日時において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わない。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市会計室

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和6年1月26日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和6年1月26日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和6年2月2日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514

FAX 093-581-2490

北九州市公告第 38 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 6 年 1 月 16 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区上石田三丁目 1 2 1 5 番 1、1 2 1 5 番 6 から 1 2 1 5 番 2 8 まで及び 1 2 1 7 番 9 から 1 2 1 7 番 1 1 まで	福岡県大野城市御笠川四丁目 4 番 1 6 号 株式会社東部興産 代表取締役 白石武士